

安芸市学校給食調理等業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、10部提出すること。

番号	提出書類の名称	規格	備考
1	企画提案書（表紙）	A4版縦・横書き （任意様式）	業務名、提案者名を記載すること。
2	企画提案	A4版縦・横書き （任意様式）	別添仕様書及び下記の事項を参照すること。 20頁までとする。
3	見積書	別紙様式7-1	見積内訳書と金額が一致していること
4	見積書内訳	別紙様式7-2	見積書と金額が一致していること
5	その他必要書類	A4版縦・横書き	

2 提出方法

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）

(2) 提出期限

令和2年11月18日（水）12時 必着

(3) 提出先

〒784-8501 安芸市矢ノ丸1丁目4-40
安芸市教育委員会学校教育課

(4) 受付の通知

提出書類が提出期限までに到着し受付が完了したときは、提出者に対して電子メールで通知する。

3 企画提案のポイント等

[提案書の構成]

本業務に係る企画提案書は、以下の章立てで作成すること。

- 1章 学校給食に対する考え方
- 2章 業務運営に対する考え方
- 3章 安全・衛生管理に対する考え方
- 4章 危機管理に対する考え方
- 5章 業務体制・指導研修に対する考え方
- 6章 価格等に対する考え方

[各章の記載内容]

1章 学校給食に対する考え方

①基本方針、学校への協力体制・食育の考え方等

- ・学校給食調理等業務を受託する上での会社の運営方針や取組姿勢など、事業者としての考え方を具体的に記述すること。
- ・食育を含む学校教育活動への協力内容を簡潔に記述すること。

- ・食育に関する学校給食の役割等の考え方を簡潔に記述すること。

②経営状況・実績等

- ・安定した運用支援が行える体制、経営基盤があるかどうかを記述すること。

2章 業務運営に対する考え方

①業務運営体制・準備期間の内容

- ・給食センター及び自校式給食校運営に関する調理体制を具体的に記述すること。
- ・作業等に関する確認及び報告体制や手順を具体的に記述すること。
- ・契約締結日から給食開始までの期間（準備期間）の内容や体制、スケジュールを具体的に記述すること。

3章 安全・衛生管理に対する考え方

①安全・衛生管理の考え方・体制

- ・学校給食調理の安全・衛生管理に関する考え方を具体的に記述すること。
- ・安全・衛生管理に関して、具体的なチェック方法や報告・管理体制などを記述すること。
- ・安全・衛生管理に関する提案者独自のマニュアルや基準があれば提案すること。

②食物アレルギー対応の体制・実績

- ・食物アレルギー対応に関して、具体的なチェック方法や報告・管理体制などを記述すること。
- ・類似対応施設での実績があるかどうかを記述すること。（ある場合は、その内容を）

4章 危機管理に対する考え方

①危機管理体制

- ・不測事態（食中毒を含む）発生時の対処方法や給食の提供体制（代行措置を含む）について具体的に記述すること。
- ・食中毒や異物混入等の事故に対する具体的な防止策を記述すること。

②問題発生時の対処方法や体制・災害発生時の協力体制

- ・日常の学校給食調理等業務において、急な問題（異物混入、数の不足等）が発生した場合の迅速な対処方法や報告体制、及びその予防対策について記述すること。
- ・事故等など、配送時において問題が発生した際の対処方法等を具体的に記述すること。
- ・豪雨、地震、津波発生時など、想定される災害発生時における本市への協力体制について記述すること。

5章 業務体制・指導研修に対する考え方

①組織・人員配置体制

- ・指揮命令系統図を記述すること。
- ・人員配置計画（全体人員と勤務シフト表）、配置予定者の資格、欠員補充や代替体制などを具体的に記述すること。
- ・地元採用計画について具体的に記述すること。

②人材確保・従事者定着・指導研修体制

- ・経験豊富かつ有能な人材を多く確保するためのノウハウ等を記述すること。
- ・従事者に給食業務への意欲を持たせ、長期雇用させるための工夫等を記述すること。
- ・業務従事者に対する教育・研修について、その実施方法、内容、年間スケジュール等を記述すること。
- ・受託決定から業務開始までの研修計画を簡潔に記述すること。

6章 価格等に対する考え方

- ・提案された体制・内容に見合った金額を算出すること。
- ・経費削減等、企業努力について具体的に記述すること。
- ・サービス向上に向けての専門的な技術に基づいた事業者独自の提案を記述すること。

4 その他留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとする。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。
- (3) 企画提案書は返却しない。
- (4) 企画提案の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提案は、考え方を文章で簡潔に記述することとする。
- (6) 視覚的表現については、文章を補完するための最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (7) 表やイメージ図等をカラーで表現することはできるものとする。
- (8) 企画提案書の記述内容については、専門用語や略語等に説明書をつけるなど、専門的知識を有しない者に対する配慮をすること。